

# SSTK 通信

# NO.229



## 通信 229号 もくじ

第7期埼玉県障害者支援計画の報告・・・2/ あらためて、地域で暮らすことを阻んでいるものを洗い出そう!・・・「入院時の介助保証を考えるチーム」が発足・・・3/地域活動支援センター県補助金廃止問題・県市議会で一般質問・・・6/障害児を普通学級へ・全国連絡会全国集会プレ集会報告・・・7/しゃだんの座談会 Waka Issue Talk・・・8/ アンテナショップかつぼ・・・12/ 2024年総合県交渉の全回答・・・14/ 県交渉に参加して・・・27/ 会費納入ありがとうございました・・・29 / 埼玉セミナーpart16「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」という言葉をご存じですか? (講師：新里宏二弁護士 (弁護士共同代表) ご案内・・・30

## 編集人 一般社団法人・埼玉障害者自立生活協会

〒356-0006 埼玉県ふじみ野市霞ヶ丘三丁目1番24棟-403号

Tel 090-7906-9124 Email [jirituseikatukyokai@wing.ocn.ne.jp](mailto:jirituseikatukyokai@wing.ocn.ne.jp)

郵便振替：00180-2-566719 または 038 普通貯金 9486343

<http://www.saii.or.jp> FAX 048-737-1489

発行人・埼玉県障害者団体定期刊行物協会 川口市芝新町十五-九 アステール藤野一階

## 第7期埼玉県障害者支援計画の報告

理事 下重 美奈子(ふじみ野市)

この計画は令和6年度、～令和8年度の計画になりました。

当協会として下重がBチーム「障害者の地域生活の充実、社会参加の支援。障害者の就労支援」の会議に参加しています。

今までの埼玉県障害者施策推進協議会本会議が6月12日と10月22日の2回開催されました。ワーキングは以下の内容で7月と11月にそれぞれ2回開催されました。はじまったばかりの第7期のモニタリングをするとともに、第8期計画に向けて意見交換をしています

- |   |
|---|
| Aチーム(佐藤リーダー):○障害者への理解促進と差別解消<br>(彩の国いろいろリライブラリー運用上の課題検討を含む)/(次回1月14日14時～) |
| Bチーム(遅塚リーダー):○障害者の地域生活の充実・社会参加の支援<br>○障害者の就労支援/(今回は1月10日10時～9)            |
| Cチーム(岩崎リーダー):○共に育ち、共に学ぶ教育の推進<br>○安心・安全な環境整備の推進、(今回は1月17日10時～)             |

当協会としてはBチームで、以下の意見を出しました。

### ① グループホームについて

最近多くの営利企業が参入してきていて、強度行動障害の方を入居させて該当する加算は取っていくが、支援の形態としてはなるべく部屋から出てこないような状態、閉じ込めているような状態で支援されているのではないか。

### ② 全身性派遣介助員派遣事業や生活サポート事業などの県単独事業について

一人暮らしをしている障害者が地域生活を送るための重要な支えになっている。今後も維持して欲しい。また重度の方だけでなく、対象者を広くして柔軟に使えるようになるとうい。

### ③ 住宅について

重度障害がある方が一人暮らしをしたくても、喜んで貸してくれる家主がなかなか少ない。車椅子の方で介助がいる方は入居を断られる例がほとんどである。

全体会は2月12日14時～開催されます。みんなで傍聴しましょう！

共生社会づくりを目指す心のバリアフリーハンドブックが  
埼玉県障害者福祉推進課より発行されました。

改訂版は、埼玉県のホームページで公開しています。

【埼玉県ホームページ】

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0604/kyousei.html>

絵にかいたモチにならないようにしましょう。



## あらためて、地域で暮らすことを

### 阻んでいるものを洗い出そう！

第7期埼玉県障害者支援計画がはじまりました。しかし、3年で策定しなおすというサイクルでは、この計画の進捗や実際どうなのか？という検討などは、全くできていないという状況です。

法律や制度は「地域で共に」と謳っていても、実際に施設ではなく、地域で暮らしている人の数は少ないため、「施設での生活は地域生活？」などの議論にもなり、どうしてもグループホームや入所施設中心の話になってしまいます。

実際に地域で暮らしていると、いろいろな問題にぶつかります。最近では「車いすだから」とか「生活保護だから」とか「言語障害が強くてコミュニケーションが取れないから」などを理由に、住宅を借りることを断られるケースや、コロナをきっかけとして病院での対応、さらに、小さな制度である県単事業の地域活動支援事業や生活ホーム事業の廃止の動きも出てきています。

障害者差別解消法が実際には機能せず、障害を持つ人が地域で暮らすことを阻む後押しをしているとさえ思えてしまいます。これらに対する当協会の最近の動きをご報告します。

#### 「入院時の

#### 介助保障を考えるチーム」が発足

総合県交渉で度々、取り上げられてきた重度障害者の入院時の介助。言語障害などがありコミュニケーションが難しい障害者が入院した場合、医師や看護師との意思疎通がうまくできず、体位の作り方や食事・水分の取り方などで支障をきたし、それがもとで容体が急変するという可能性もなくはありません。

重度障害者は、自分の命と健康も守るために「命がけ」で入院すると言っても過言ではありません。

現在、制度上では入院中でも重度訪問介護の介助者を利用する可能になっていますが、実際の入院時には、介助者を入れることを病院側から拒否をされる事態も起きています。そのような状況の中、この問題を継続的に考えていくため、当協会では「入院時の介助保障を考えるチーム」が発足しました。

次回ミーティングは、1月22日(水)13:30より、越谷市のくらしセンターべしみで行います。興味のある方はぜひ、ご参加ください。  
(NPO がし座事務局・辻)

連絡先 jirtuseikatuyokai@wing.ocn.ne.jp

びょうにんで看護婦さんは、おれのことばがわからないから、こわかった、あとたへるときにしろみつをごはんにかけるの、まずいのおれは、ないたあとは、おれがよんでるのにおれは、あいうえおひょをつかった、看護婦さんは、ぜんぜんならかったあとは、くすりをしろみつをかけるの、まずいかった、あとは、よなかにあしがいたいから、おおきなこえをだす、看護婦さんはわからないから、むしをして、おれはがばんができないよ、あとは、おれがのぞがかわた、看護婦さんは、ぜんぜんみずをくれらし、

ききたいことがあります。

学校でなにをならったの、あとは、のぞが描いた、言って看護婦さんは、言葉がわからないだから、疲れしました。

頭の中に、山田裕子さんと、つじくんにはなしをしました。

また、びょうにんで、よるは、おれがなかなか、看護婦さんがこない、おれがおおきこえでよぶ、ぜんぜんをやってくれなし、2回から、5回に打つ他の、なんでわからない、びょうにんで、ベッド中窓を見てはやく看護婦さんがこないから、

県庁に話をします。

介護者と、とまりをやしてほしい、あとはあしをくんれんそとにでたいかった、あとは、コンビニいちゃだめす。

あとは、車いすに位階乗せてもらいら、あとお茶にトロミまずいの、

看護婦さんは、はなにちゅふばいてまいしました。

なんでちゅぶあたまで、おれは、ごはんやた。(わらじ会報24, 3月号より)

上記は、春日部市で介助者を入れながら一人暮らしをしている重度脳性麻痺の藤崎稔さんが、蜂窩織炎で緊急入院した時の記録です。

「入院時介助」について、伝えたいこと

2024, 11, 26 八木井雄一

今年の3月と7月に、C-PAPの検査とコロナで2回入院した。そこで改めて実感したのは入院介助の必要性である。

ご存知のように、私には重い言語障害がある。あらかじめ病状などを書き込んだスマホのメモアプリを医者や看護師に見せれば、一応こちらからのメッセージは相手に伝わる。けれど、会話のキャッチボールが続く場合は、スマホの操作では追いつかないので、日ごろ慣れ親しんでいる人に通訳(介助)していただけると、とても助かる。また入院中の食事や歯みがきのときも、普段介助を受けているヘルパーにしてもらいたい。一応看護師などにも頼めるが、いちいち自分なりのやり方を説明するのが面倒で頼みづらい。

もう一つここで話し合ってもらいたいのは、入院時介助の対象者を広げていくことだ。私は重度訪問ではなく、訪問介護(家事・身体)のヘルパーを利用している。現在は重度訪問の人のみ入院時介助が使えるが、私のような訪問介護の利用者も使えるようにして頂きたい。

入院時の重度訪問介護ヘルパーの利用については、2018年厚労省が「重度訪問介護を利用している最重度の障害者は、医療機関に入院している間も、引き続き重度訪問介護を利用して本人の状態を熟知した支援者から、必要な支援を受けることができる」という通知を出しています。鴻巣のグループ・あんの故・沖田さんなどが尽力して実現にこぎつけたものの。

2014年総合県交渉では、入院時介助が現場では拒否されている問題が投げかけられましたが、県は「主治医の判断」で終わらせました。

2024、3月に厚労省から「障害者差別解消法・医療関係事業者向けガイドライン」が出されました(厚労省HPで閲覧可能)。2016年に施行された「障害者差別解消法」の規定に基づき、医療分野における事業者が障害者に対して不当な差別的取り扱いをしないこと、また必要かつ合理的な配慮を行うための指針となるもの。対象の事業者は病院・診療所・助産所・薬局など。55ページに及び障害に応じて細かく解説されています。

例えば、コミュニケーションに社会的障壁がある人の場合について、ガイドラインを紐といてみると～環境の整備は、不特定多数の障害者向けに行うものだが、合理的配慮は、特定の障害者に対して、個別の状況に応じて講じられる。～「特別なコミュニケーション支援が必要な障害児者の入院については、医療機関は院内感染に配慮しつつ、患者本人の意思や関係者間での支援の範囲、方法などを確認し、可能な限り支援者が付き添えるように配慮する。」などなど。(ガイドラインでは、支援者に対して使える制度に関しては触れていない)。

社団では、「入院時の介護保障を考える」チームを作り、2024、10月22日、11月26日の2回会合を持ちました。参加者は、辻・藤崎・水谷・保坂(越谷・春日部市)八木井(川口市)菊池(鴻巣市)吉井(坂戸市)。(辻が責任者です)。

厚労省からは立派なガイドラインが出ていますが、現場との落差は驚くべきものがあります。このガイドラインは、県から各保健所に流されて、保健所は医師会を通じて流したとのこと。医師会に加入していない医療機関にも個別に流したそうです。(春日部保健所で確認)。このガイドラインを生かしていくためには、医療機関に働きかけていくことはもちろんですが、受診した時に、障害当事者・支援者が自分たちのことをしっかりと医療関係者に伝えていくセルフアドボカシー(自己権利擁護)の“力”が必要だと思います。

次回は2025年1月22日集まる予定です。参加、歓迎です。

水谷淳子(春日部市)

地域で暮らしていると腹立たしいことが次から次へと起こっています。でも、よくよく考えてみると、障害者だけの問題ではなく高齢者にも該当する話です。

だまっちゃられない!

### サービス向上型補助金廃止問題とは

地域活動支援センター(地活)の運営財源は、①市町村からの補助金と②県からの補助金、から構成されている。②の県補助金のうち、県単事業の地域ケア施設から地活に移した施設に対し、その減収分を補填するための補助金が「サービス向上型」補助金で、現在18施設に交付されている。①の市町村補助金が利用者の通所日数に対して交付される「日割り方式」なのに対し、サービス向上型補助金は「ハコ」に対して交付されるため、体調等で通所が一定しない利用者がある施設でも、安定的な運営ができるメリットがある。

しかし、県の施策評価有識者会議が昨年、この補助金を含めた県単補助金の見直し提言。これを受けて、県障害者支援課が廃止の可能性に言及したことで、今夏の総合県交渉を皮切りに反対の声が上がっている。

## 地域活動支援センター県補助金廃止問題 県・市議会で一般質問

埼玉県が7月に地域活動支援センターの運営に対する県の補助金(サービス向上型)を将来的に廃止する可能性を伝えてきた問題について、埼玉県議会、春日部市議会で取り上げられました。

県議会では12月6日に白根大輔議員(埼玉民主フォーラム・川口市選出)が一般質問でこの問題を取り上げました。県が利用者や運営事業者の意見も聞かずに補助金廃止の可能性に踏み込んだことについて指摘し、地域活動支援センターの運営への支援を訴えました。この質問に対し、大野知事は「現時点で補助金を廃止するという事実はない」と答弁。福祉部長からは「障害者の活動の場が安定的かつ継続的に確保され、安心して暮らせるためにはどのような補助金の在り方がよいか検討する」との答弁がありました。

7月時点での「廃止は免れない」という説明から明らかにトーンダウンし、「まだ何も決まっていない。これから検討」という答弁に終始したのは、議会質問で取り上げられた成果だと思えます。

また、今回質問には登壇しなかったものの、安藤友貴議員(公明党県議団・新座市選出)もこの問題について県側に働きかけをしてくださったことも、大きな力になったと思えます。

12月11日には、春日部市議会で古沢耕作議員(無所属)が一般質問の中で、県補助金が廃止される可能性があることに対する春日部市の見解を問いました。

岩谷市長からは「市の目的に沿う地域活動支援センターの存続を求めている」との答弁がありました。

地活事業を担うのは市町村ですので、市議会でこの問題が取り上げられたことは、県に対するプレッシャーにもなると思えます。

※埼玉県議会、春日部市議会のホームページから質問の録画が視聴できます。



## 障害児を普通学校へ・全国連絡会全国交流集会

### <プレ集会> 報告

11月10日(日)1時30分～岩槻駅東口コミュニティセンターにて開催。70名近い参加者で、県外から東京、千葉、遠くは静岡からも参加がありました。また、県内の教職員組合や障害者団体からの参加や集会運営での協力がありました。最近は就学前や学校に通っている子・親とのつながりがなかなかできていませんでしたが、何組かの参加・相談があり、卒業生も数名参加し、近況報告をしてくれました。

講演は川合千那未さん(DPI女性障害者ネットワーク)と加藤結衣さん(明治学院大学国際学部学生)のお二人にお願いしました。一緒に学ぶことの意義を、学校時代を振り返って体験的に語り、若い感覚でこれからのインクルーシブ教育に向けた運動の視点も示してくれました。川合さんは自分の受けた小中学校での教育を常に大人に囲まれた「統合教育」であったとし、高校でが支援員が付かなかったことで直接的な関わりができ、友だちができたといいます。そのことが現在の自立生活や活動につながっています。加藤さんは小学校で不登校気味で通級になったがそこも居場所ではないとやめて、普通学級で「普通ってなんだ?」といったことなど考えながら学びました。大学のゼミでヨルダンなど外国の学校見学という経験を通して、日本の学校に疑問を持ち、共に学べるには?と教員をめざしています。

後半では、大坂さんから旭川で開催された『「障害児」の高校進学を実現する全国交流集会』に参加しての報告がありました。「わけないで、わけないで、あなたのつごうで、分けなないで」と壇上でみんなで踊っている画像も交えて、とても充実した集まりだったと報告がありました。(う～ん、来年へのプレッシャーが大きい・・・)

会場からの発言で印象に残ったのは、全国連絡会の会員で静岡から参加した、埼玉県内に住む姪御さんが子どものことで悩んでいるので誘って参加したという方の発言です。以前の集会では子どもの声も聞こえていたが、今は静かな大人だけの集まりになってしまっている、姪は今回子どもや知り合いと一緒に参加してとても参考になったと言っていたが他に子どもの参加もなく早めに帰った、もっと子育て中の人たちに参加してもらえる会にしてほしいという発言でした。ほんとうにそのとおりで、来年の本集会に向けて内容や宣伝を工夫して取り組んでいかねばと思いました。

(一社)埼玉障害者自立生活協会も共催団体として名前を連ねています。皆様のご協力よろしくお願いいたします。(竹迫)

2025年11月22日・23日、この同じ会場で全国交流集会を開催します。ぜひ、周りの人をお誘いの上、ご参加ください!

報告：竹迫和子

# しゃだんの座談会

## 若い衆トーク Waka Issue Talk



当協会の関係団体は、それぞれの事業や活動が忙しく、県内の他団体との交流がめっきり少なくなっている感がある昨今。会議や集会、交渉の場でも、会うのはいつものメンバーばかり、という状況の中で、改めてもう一度つながっていくきっかけを作れないか、ということで始まった連続座談会。県内各地を回りながら、若手メンバーを中心に座談会「若い衆トーク」を開催しています。

ここにそのトークの一部を掲載します。

これまでの開催地

- 第1回 7月16日 上福岡障害者支援センター21(ふじみ野市)の皆さんと
- 第2回 8月8日 地域活動支援センター農(あぐり)(さいたま市)の皆さんと
- 第3回 10月3日 地域活動支援センターNEUE(ノイエ)(さいたま市)の皆さんと
- 第4回 11月28日 ねこのて(川口市)の皆さんと

## 第1回 センター21の皆さんと

【参加者】藤森慎太郎(大学院生) 下重美奈子(自立生活協会理事) 飯田渉太(くらしセンターべしみ利用者) 森住ゆかり(せんげん台せ一緒利用者) 木内莉果(森住介助者) 辻浩司(NPOかがし座職員)

### ★トークから

#### 藤森さん

筋ジストロフィーの障害があり、大学院に通っている。

小中高校は通常の学級で学び、大学に進学する

際、通学のための介助者が必要となった。鈴木啓太郎市議と一緒に市と交渉した結果、通学に使える全身性障害者介護人派遣制度をふじみ野市が創設。

現在は大学院で重度障害のある学生の学習環境や支援の状況についての研究をしている。

将来は一人暮らしをしたい。

通常学級で健常の子と接してきたので、違う世界をすることができた。いま、当事者の世界に興味があることにつながっていると思う。小中学校は障害を持った仲間がほとんどおらず、自分の悩みをわかってもらえなくて悲しい思いもあったが、それがインクルーシブ教育への関心につながっている。

#### 飯田さん

越谷市にあるくらしセンターべしみ(生活介護)に通っている。

自分は特支学校出身で、べしめで揉まれて一緒にいる意味が大事だと

感じた。ここにいれば安全という中で育った



から、一般学生との付き合いが少ない。将来は一人暮らしをして友達を呼んでワイワイしたいが、親はグループホームを勧めてくる。

#### 下重さん

社団の理事で就労支援B型の第2レタスの利用者。かつぼの店番にも入っていて、レタスのクッキーを持っていくので「宅配便」と呼ばれている。

グループホームは「小さな入所施設」。安心できる面もあるが、自由が少ない。一度体験してみたい。



#### 森住さん

就労支援B型のせんげん台せ一緒の利用者。

以前、障害者雇用で公立中学校の職員として働いた。特別支援学級の生徒の見守りなどの仕事をしていたが、通常学級にいる障害のある生徒が修学旅行に行く際に、親が付き添いを求められ、班行動も食事も他の生徒と別で、教員と親と一緒に行動させられていたことに疑問を感じ、総合県交渉でそのことについて発言したらそれが校長の耳に入り、それ以降、障害のある生徒の支援の仕事から外され、退職に追いこまれた。家に帰って誰もいない部屋に向かって「ただ



いま」と言ったときに、孤独と自由を感じる。  
私も若い頃は想像だけで物を言っていたけど、  
飯田君も一人暮らしをしてみるといい。

### 辻さん

社団の事務局の手伝いをしている。

藤森さんの話から、同じ全身性の制度でも、ふ  
じみ野市は「通学」に使いたり、介助者の募集  
やコーディネートを市がやるなど、越谷や春  
日部の制度とは随分違うことに驚いた。

## 第2回座談会 地域活動支援センター農(あぐり)の皆さんと

【参加者】敬称略

遠藤教充(あぐり利用者) 鬼沢なみえ(あぐり施設長) 岡安正代(アシストまればと管理者) 飯田渉太(くらし  
センターべしみ利用者) 森住ゆかり(せんげん台世一緒利用者) 木内莉理果(森住介助者) 辻浩司(NPOかがし  
座職員)

### ★トークから

#### 遠藤さん(57歳)

5月からあぐりで働いている。

倉庫の運搬を15年程、フォークリフトに乗  
っていた。福祉農園での作業は大変だが、よう  
やく慣れてきた。

5、6年も家にいたので、ぼーっとしていると  
おかしくなってしまう。グループホームに住  
んでいたが。出かけたりはしていた。

今はあぐりが休みの日は家にいてゴロゴロ。

今は一人暮らし。今後は東京に住みたい。

#### 鬼沢さん

あぐりで10年程活動をしている。以前は障  
害者が働いている事業所ではなく、教育の分  
野で働いていた。

発達障害を持った子たちとの関わりがあり、  
その子たちがその後どういった仕事に就くの  
か興味があり、あぐりに就職した。

以前、通信制の高校で教員をしていた。働いて  
いた。大学の頃は支援学級でバイトをしてい  
たことがある。

息子が保育園の時、先生の手を煩わしていた  
お友達のAちゃんが小学校に上がると支援級  
に入った。

行事の時だけ交流する。ある日、息子が授業で  
障害について習ってきて、Aちゃん存在に  
ついて聞いてきた。いろんな子がいる中で、少  
人数の方が落ち着くんだと説明したが、果し  
てどうだっただろう。

子どもの時の経験は大人になってもいきてく  
る。

あぐりは地域活動支援センターとして、支  
援計画とかを出して支援をしている態を見せ  
ないといけない。一緒に働いているのに、職員  
の支援計画はない。態を保つためにたくさん  
の書類を役所に出さなければならない。  
そこで立場が違うんだなあと感じてしまう。

あぐりは定員10名で現在利用者6名。う  
ち2人が病気で出てこられず、ほぼ4人だが、  
少人数だからこそできることもある。

通所できなくても、繋がっていることが大事  
日割り計算になって通所日数によって利用者  
を区別するのは本末転倒。

地活だから繋がっていただける利用者もいる。そういう運営の自由度が高いところを行政も認めてもらえると思う。

特別支援学校生の実習の受け入れのアンケートにいつも「受け入れ可」と回答しているが、近年、申し込みがない。家までの送迎がないことがネックなのではないかと思う。保護者にとって送迎の有無や預かり時間の長さが施設選びの基準になっているようだ。めぐりが送迎をしないのは、バスなどに乗って通所する経験が大事だと思うから。家まで送迎をすることによって公共交通機関を使う機会がなくなってしまう。

#### 岡安さん

めぐりの前身のデイケアわくわくの職員だったが、出産を機に退職し、アシストまれびとというヘルパー派遣の事業所で送迎、事務コーディネートなどを行っている。

めぐり、居宅介護などで働いている。

まれびとは現在利用者8名でめぐりのメンバーの移動支援など余暇を支えることとRさんの生活の介助のための事業所という性格が強く、新規利用者が増えない。移動支援は単価が

低く、Rさんに頼っているのが実態。

#### 森住さん

私の養護学校卒業してデイケアパタパタに通所した時に初めて電車で通ったし、初めて自分の通帳も作った。

#### 木内さん

放課後等デイサービスで働いている。放デイの利用者は子供だから送迎なしは難しいが、高校生もいるのでそういう子たちはできるのではないかな。

#### 辻さん

「あえて送迎をしないことの価値」を伝えていった方がよいと思う。健常者が仕事帰りに一杯飲んで帰ることに人生の楽しさを見出す人もいると思うが、「送迎付きの会社」とかあったら絶対に嫌だ。でも障害者だとそれが「手厚い支援」ということになる。

もっと自分たちの価値を伝えていくことに上手にならないと。その点、株式会社は見せ方が上手い。今は障害児の親もインスタ世代で施設選びもSNS必須。



協力してくださった皆さん ありがとうございます。訪問希望者！声をかけてください。どこでも訪ねていきます！連絡先：EMAIL: [jirituseikatukyokai@wing.ocn.ne.jp](mailto:jirituseikatukyokai@wing.ocn.ne.jp)



2024年9月27日

2024年10月23日

頼れる漢・ひでよしさん 少復活👊  
 朝「足が痛いから今日はレジならできるや。販売は行けない」と言っていたのに、みんなが販売の準備をしていると「俺もちょっとだけ行ってこようかな」と販売へ👉  
 お昼休憩から戻ると「今日はもう帰るね」と言うので「ちょっとだけ値段付けしてから帰らない？」と提案。すると「じゃあ、ちょっとだけやるか」と。  
 そうこうしているとまたまたみんなが今度は午後の販売の準備。「ちょっとだけ行ってくる？」と聞くと「いや、いいや」と言っていたのに、「ちょっとだけ行くか」と言って1時間ほど販売へ。  
 戻って「帰るね」と言うので「あれ？値段付けしないの？」と聞くと「いや、いいや」と言いつつ「じゃ、ちょっとだけやるか」と言って、1ケース分やってくれました😊  
 8ヶ月ぶりの店番でしたが、ひでよしさんは相変わらず働き者。  
 「ちょっとだけ」を繰り返し 14:30 過ぎまで働いてくれました。  
 来月の予定をしっかり確認し、みんなより一足先に帰路へ。まあ、8ヶ月ぶりですしね。  
 来月も待ってますよ！ひでよしさん！

2024年10月2日

掃除と言えばプラザ夢燈館。  
 いろんなところを掃いたり磨いたりしてくれます🌟



10/31(木) ハロウィンイベント開催予定の当店👻  
 本日、あけぼの作業所・農(あぐり)の皆さんにお手伝いいただき、ハロウィンイベントのポスティングをしました！  
 月に一度ポスティングをしているというあけぼの作業所の皆さんはハイペースでチラシをガンガンポストへ📮  
 農(あぐり)の皆さんはゆっくりゆっくりと。  
 時より小雨が降る不安定な空模様の中、1時間で200枚ほどポスティングできました！  
 当日たくさんの方が来てくださるといいですね～。  
 皆さまおつかれさまでした！



2024年11月7日

さっむーい🥶  
 先週のハロウィンイベントの日は動くとも暑いくらいだったのに…一週間で木枯らし1号が吹く寒さ…。体調管理が難しいですねえ😓  
 先週の木曜日に行ったハロウィンイベント👻  
 とても盛況でした🎉  
 各団体さん、売場作りや衣装にとっても力を入れて下さいました！  
 全力衣装の美奈子女史と野島さんが目立っておりました👏  
 無事に終わりー安心…。  
 しているヒマはなく！



今週末は鐘塚公園で行われる「埼玉県産業教育フェア」にお邪魔します🥳  
さらにその翌週は「県民の日オープンデー」  
3週続けてのイベントでてんでこ舞い🥳  
こんなにイベントが続くのは初めてでありが  
たいやら身体が追いつかないやら…ですが、  
なんとか頑張りま〜す💪

2024年11月30日

明日の県民の日オープンデーで3週続いたイベントがひと段落🥳  
オープンデーでは毎年屋外ブースでわたあめを販売する当店🥳

新座市の団体にわたあめ機を借りているのですが…今回、新座に住むちーことさんが受取に行き、店番ついでに届けて下さいました！



ちーこと EXPRESS に感謝です🥳

これで明日はわたあめをガンガン売ります🥳

先週土曜日は…埼玉県産業教育フェアにお邪魔していました。

埼玉県専門高校の学生さんたちとならんで、こそっと販売させてもらいました。  
隣のブースでは農業専門高校の学生さんたちが野菜を販売🥒  
販売員としてやってきたはずの美奈子女史は野菜とお米を購入。



「野菜一袋100円だったよ〜。安いよ〜」と嬉しそうにしていました。



当店の方とは言いますと…終了時刻の16時前に持っていった商品がほぼ完売！手応えありありで足取り軽く帰路につきました〜🥳

## 県庁内職場体験実習のご案内

当協議会は例年、埼玉県福祉部障害者福祉推進課より委託を受け「県庁内職場体験実習」(職場体験コース)のコーディネイト業務を行っており、これにかっぽ専従である板倉が担当しております。今年度も「県庁内職場体験実習」の通知がございましたので皆様へご案内させていただきます。

本実習は就労継続支援事業所、就労移行支援事業所を利用されている方に限定した取り組みではございません。生活介護事業所や地域活動支援センター、施設利用せず在宅でお過ごしの方でも職場体験に参加する意欲のある方や支援したい方を対象としております。

実習期間は3日間ほどと非常に短期間で、時間も3時間からとなります。(受入課所により日数や時間は調整可となる場合もあります)

受入課所は県庁舎及び出先機関で、今年度は7課所より受入可能と連絡を頂戴しました。

本実習は介助者の方がついていただくことが基本となります。体験いただいたからと言って、実習先でそのまま就労へということもありませんし、支援される方にはご負担が大きいことも事実ではありません。

しかし、施設外へ出る第一歩として、一般企業の実習の前段階として、地域生活での体験としてなどそれぞれの目的でご活用いただければと考えております。

今年度の受入課所は下記の通りです。

- ・川越引き地域振興センター(ウエスタ川越内)
- ・秩父地域振興センター(秩父地方庁舎内)
- ・自然の博物館(長瀬町)
- ・人事課スマートステーション(本庁舎)
- ・障害者福祉推進課(本庁舎)
- ・教育局総務課(第2庁舎)
- ・行田浄水場(行田市小針)

ご関心ございましたら板倉までご連絡ください。詳細につきましてご説明いたします。

また、実習をご希望される場合もご連絡下さい。

ご検討よろしくお願いたします。

連絡先 かっぽ板倉 048-830-7788

Eメール：[antennashop\\_kappo@yahoo.co.jp](mailto:antennashop_kappo@yahoo.co.jp)

# 2024年度総合県交渉の全回答

2024年8月22日、9月6日の2日間にわたり、埼玉障害者市民ネットワークと埼玉県の各部局との間で、総合県交渉が今年も開催されました。

以下、要望内容のダイジェストの県からの回答を掲載します



ゴシック体＝ネットワーク要望概要  
明朝体＝埼玉県回答

## 1. さべつとじんけん

①埼玉県立嵐山郷の前年度の入退去状況は？

回答(社会福祉課)：

令和5年度は14名退所者、理由、死亡5名、入院4名、介護施設に移行2名、グループホームに1名、別法人障害者支援施設1名。嵐山内療養介護事業所への移行が1名。

②県として脱施設の道筋を作り、地域移行への政策転換を

回答(障害者支援課・高橋)

親亡き後の支援、障害者自身の高齢化、重度化、医療的ケアを必要とする障害者の増加、発達障害者の増加など、地域で暮らす障害者の状況の変化に対応するため、地域の支援体制の整備を進める必要から基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等の整備を進めている。地域によっては、支援体制を整備するうえで必要な障害福祉サービス等の社会資源が市町村によっては不足していたり、支援体制を整備するために必要な関係機関同士の連携がなか

なか進んでいないなどの事情がある。そのため、県では相談支援専門員など障害者福祉の人材育成を行ったり、地域の課題やニーズに応じて専門職のアドバイザーを市町村に派遣し、専門的な助言を行う事業を行うことで市町村の支援体制の整備充実を進めている。

## 回答(障害者支援課・千葉)

障害児者施設等の整備の補助金は活用する国庫補助金が令和3年以降大幅に削減されたことを踏まえ、県が毎年度定めている障害児者等施設等の整備方針において優先的に整備する案件および評価のポイントを公表している。当該整備方針において、重症心身障害児、重度障害者を支援する通所事業所の創設の案件を、優先的に整備する案件の一つとして定めている。また、住まいの場の創設や老朽化した住まいの場の移転創設等に関しても優先的に整備する案件として定めているが、当該整備案件を計画する際に地域移行をすすめる観点を持っていただけるよう、評価のポイントに地域移行の体制や実績、入所者の意向を踏まえた計画となっているかを今年度から加えた。また県単独事業として、入所施設からの地域移行や重度障害者の地域での住まいの場の設置を進めるため、令和4年度から空き家を活用した重度障害者GH促進事業を行っている。施設整備の補助金を活用してもらい地域で暮らす環境が整うよう取り組んでいる。

県ではGHで重度障害者の方が入居できる環境を整えるために、令和4年度からグル

通巻 8179号  
S S T K 1983年7月19日第三種郵便物承認  
ープホーム職員の支援能力の向上を図る研修や、GHが自ら入居者支援の安心宣言を行うとともに、登録基準に適合するGHを登録、公表する彩の国重度障害者支援安心宣言GHの登録事業を行っている。このことを通じ、地域で住むことを希望した方にとってGHが選択肢の一つとなり得るよう、取り組んでいる。埼玉県5か年計画においては、障害者入所施設から地域生活へ移行する人数の目標値は、令和4年度から令和8年度の累計で665人としている。今後も障害者が地域で生活を送るうえで必要となるサービスの確保充実努めることで、引き続き地域移行をはかっている。

## ③優生保護法

### A) あらためて県における共生不妊手術の実態を明らかに

## 回答(健康長寿課)

旧優生保護法の対応については最高裁判決を受けて国において検討を行っているというので、県としては国の検討状況を注視していく。実態調査は県が保有する情報を県から国へ提出、すでに国で公表されているが、個々の実態については個人情報なので本人からの請求を除き一般の人に状況公表することは難しい。県とし



S S T K 1983年7月19日第三種郵便物承認  
を実施できることを目指している。

でも最高裁判決を真摯に受け止める

**B)強制不妊手術の被害者への謝罪、  
一時金の大幅な増額と家族も含めた  
被害者全員に補償金が行き届くよう国  
へ提言を**

#### 回答(健康長寿課)

県としても手術を受けた人に少しでも早く一時金が届く必要があると考え、新聞広告欄への掲載、ラジオ欄CMのほか、障害者市民ネットワークの方たちにも協力いただき、手術を受けられた方に必要な情報が届くような活動を行ってきた。この制度は国の法律に基づくものであり、今後も必要な人に一人でも多く情報が届くよう、周知を推進。また、一時金支給法の大幅な増額を含めた見直しと家族全員を含めた支給方法の見直し等の提言は、今後、対象者、金額など国で検討されると聞いているので、国の動向を注視していきたい。

**④出生前診断の相談窓口について**

#### 回答(健康長寿課)

出生全検査を受けるか否かは各個人の選択と認識、一方倫理的社会的課題も事実。国は専門委員会では実施状況の把握、倫理的社会的課題を含めて適切な在り方や実施体制について検討を行っている。県としては、まずは市町村の母子保健支援者がNIPT等に関する正しい知識を持つことが必要と考えている。そこで本年度は市町村の母子保健担当者を対象に研修会。出生全検査に関する不安や悩みを抱える妊婦等に中立的立場からの情報提供や相談支援

#### 回答(障害者支援課・高橋)

自らも障害や疾病の経験を持ち、その経験を生かしながら障害福祉サービス事業所などで働きほかの障害や疾病のある障害者のための支援を行うびあサポートの取り組みについては、障害者の地域移行や地域生活など特に相談支援において有効なものだと考える。そのため、障害福祉サービスなどにおけるピアサポートを担う質の高い人材を確保する観点から、障害者ピアサポート研修を実施し、びあサポート従事者などの養成を行っている。

**⑤ 県職員、県教職員の採用試験に  
障害者基本法や障害者差別解消法に  
かかわる出題を**

#### 回答(任用審査課採用担当)

人事院会議部局の任用審査課実施の埼玉県職員採用試験について回答。試験問題の内容は非公表、障害者基本法や差別解消法を出題することをあらかじめ公表することは困難。今後とも公平公正な試験を実施し県職員としてふさわしい人材確保に努める。

#### 回答(教職員採用課・採用試験担当 長谷川)

教員採用試験は教員として必要な資質能力等を的確に把握することができる基礎的基本的な問題、また教員として必要な各教科等に関する専門的知識、学習指導要領等についての基礎的な問題について出題することを基本方針としている。今後も基本方針に基づき総合的に判断していく。

過去5年間、障害者基本法、差別解消法関連の設問を出題している。

**⑥精神科病院内における人権確保、虐待防止を**

**A) 昨年度の実地指導の結果、特に通信、面会に関する事項、隔離、身体拘束について**

**回答(疾病対策課)**

県では精神保健、精神障害者福祉の法律38条の6に基づき県内各精神科病院への実地指導を年1回実施。実地指導はさいたま市内を除いている。さいたま市は大都市特例で独自で実地指導。その中で法律に基づき、厚労相の定める基準に基づき電話機が自由に利用できる場所に設置されていること、閉鎖病棟においても公衆電話が設置されていること、また当課疾病対策課の電話番号、および法務局人権擁護主管部局等の電話番号が見やすいところに掲示されていることを確認、身体拘束等について法律に基づいて処遇されているかについて、診療録等の確認や聞き取りにより確認を行っている。今後も引き続き実地指導等により入院患者の処遇について確認していく。

**B) 実地指導における検査項目一覧、チェック表の公表を**

**回答(疾病対策課)**

病院への実施指導の検査項目については、公正な実地指導を行うために公表できない。

**C) スマホ利用を認めて**

**回答(疾病対策課)**

患者のスマホの使用を認めるかどうかは、各病院が判断している。



## 2くらし

**回答(医療整備課)**

入院した際に介護者の方が付き添って

**①入院時の介助保障について**

**A) 当事者の実体験を聞いて**

いないと却って患者さんにダメージを与えてしまうということがあるというお話だと思う。当事者の声はなかなか県や保健所は耳にする機会がない種類のものかと思う。今回こういう声をいただいたことは、私たちも、日ごろ病院とやりとりしている県内の保健所からもこういう声をいただいていることを伝えたい。

**B) 重度障害者の入院時には国のガイドラインに沿って介助者が付き添えるよう病院に指導を**

**C) 入院を受け入れる医療機関側との建設的対話を**

**回答(医療整備課)**

S S T K 1983年7月19日第三種郵便物承認  
立ち入り検査の機会を通じて、事業者による合理的配慮の提供について伝えている。

BとCについてはまとめて答える。特別なコミュニケーション支援が必要な障害者、障害児の入院時における支援者の付き添いについては、これまで何度か厚労省通知が発出されている。直近では令和5年20日付。県ではこういった通知について県内の全医療機関に向けて、通知を踏まえて病院の運営に留意するよう周知しているところ。特に、特別なコミュニケーション支援が必要な方の入院時の支援者の付き添い受け入れについては可能だという国の見解が示されているので、この部分についても周知しているところ。具体的には県内の保健所が年に1回病院に対して立ち入り検査を行っている。こういった場を通じて医療機関に対して、院内感染対策との兼ね合いもあるが、そこの配慮を行いながら可能なかぎり支援者の付き添いの受け入れについて検討するように伝達している。障害者差別解消法、これが今年4月から事業者にも施行されたと聞いている。これについては医療者向けガイドラインが厚労省で作成されている。この中では医療関係事業者が障害者に対して、不当な差別的取り扱いをしない、社会的な障壁を取り除くための配慮を行うための考え方が書かれているガイドライン。これについても県はHPで医療関係者に向けて案内している。いわゆる合理的配慮の提供というのをガイドラインで案内しながらその促進するようお願いしているところ。この特別なコミュニケーションの話と同様に、このガイドラインの遵守についても保健所が年1回病院に対して行っている

**D 重度訪問介護利用者以外の重度障害者も入院時介助保障が受けられるように**

**E 入院時も介助者の2人体制を認めて**

**回答(障害者支援課)**

DとEについて。在宅の重度訪問介護の利用者は入院後も引き続き利用者の状態などを熟知しているヘルパーにより特別なコミュニケーション支援を受けることができる。コミュニケーション支援のため、利用できるヘルパーの人数が1人だと思われるが、利用者の状態等を熟知しているヘルパーが体位交換や食事等の介助も行えるよう国に要望していきたい。

**②精神科病院の社会的入院の解消を**

**回答(障害者福祉推進課自立支援担当)**

県では精神障害の有無や程度にかかわらずだれもが地域で安心して自分らしい暮らしができるよう関係機関の連携により支援体制を構築し、精神障害者を支援に対する取り組みを実施している。具体的には、県保健所単位、市町村における保健医療、福祉の関係者による協議の場の設置や、人材育成研修等を実施することにより、精神障害者を包括的に支える支援体制づくりのための連携を図っている。また、精神科入院経験者などのぴあサポーターの協力を得て、精神科入院患者の退院意欲の向上を図るとともに、入院後早い段階から相談支援事業所等の相談員が病院に出向い

て患者の相談に応じる早期退院支援事業を実施している。今後も市町村、精神科医療機関等との意見交換を実施しながら円滑な地域移行を実現していく。

### ③訪問介護の人材確保を

#### 回答(障害者支援課)

福祉の人材不足は深刻であり福祉人材の確保定着は重要な課題と認識しているが、福祉サービスの質を確保するためにも必要な要件を満たすものが従事すべきものと考えている。また、福祉人材の確保定着をすすめるためには事業所で働く職員の処遇が改善されることが重要であり、令和6年度の報酬改定によって令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう、福祉介護職員処遇改善加算の加算率が引き上げられた。今後とも報酬体系の見直しなど、福祉人材区の確保定着に向けた取り組みを進めるよう、要望を国に要望していく。

### ④地域参加型介護支援制度(全身性)の拡充を

#### 回答(障害者支援課)

全身性障害者介助人派遣事業の介助人については資格要件がない。県内在住の全身性障害者が本事業を利用できるよう市町村に事業実施を働きかけていく。

### ⑤介護保険移行の強制をやめさせて

#### 回答(障害者支援課)

指摘の通り国からは令和5年6月30日付の事務連絡において、各市町村は介護

保険の被保険者である障害者から障害者福祉サービスの利用にかかる支給申請があった場合は、具体的な利用意向を聞き取りにより把握したうえで適切に判断することとし、申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより支援を受けることが可能と判断される場合であっても、当該サービスの利用について介護保険法の規定による保険給付が受けられない場合や介護保険サービスの支給量、内容では十分なサービスが受けられない場合には、介護給付費等を支給するなど適切な運用に努めること、などを示しており、県から各市町村に示した。県としては戸別訪問の機会や会議の場などを通してこの取り扱いにより適切な運用に努めるよう各市町村に周知していく。

### ⑥地活サービス向上型補助金をなくさないで

#### 回答(障害者支援課)

地域活動支援センターは平成18年施行の障害者自立支援法以前から県の単独補助の対象としてきた心身障害者地域デイケア施設や精神障害者小規模作業所が前進であり、平成24年度には福祉サービス事業所か地域活動支援センターへの移行が完了している。質問の補助金については、法定外の施設からの移行に際し、移行前よりも収益が下がってしまう地域活動支援センターに対し従来と同等のサービスを確保するため運営費の上乗せ補助を行うことを目的として始まった制度。時間の経過とともに補助金なしで運営できる

地域活動支援センターも増えてきた。棟補助金は障害者自立支援法の施行初期において混乱を生じることなくスムーズに新制度に移行することの支援を目的としていたもの。中長期的には補助金を受けつつも介護給付費が確保できる障害福祉サービス事業所へ移行したり、補助金を受けることのない安定的な運営体制を構築することが望まれるものであり、永続的な補助金を約束するものではない。障害者自立支援法の施行から長期間が経過していることから、当補助金、補助制度については見直しが求められている状況であるので理解していただきたい。地域活動支援センターの設置権者になるので、地域活動支援センターの存続について市町村の判断になる。

### ⑦住まい

#### A) 地域の人々の偏見をなくして重度障害者が家を借りやすくして

#### 回答(建築安全課)

建築安全課では宅地建物取引業法に基づいた宅地建物取引業者の指導処分等を所管、宅地建物取引業は憲法で保障された居住、移転の自由にかかわる重要なものであり、人々の住生活の向上に寄与する社会的使命を担っている。こうした重要な使命を果たすためには、人権問題に対する正しい理解が欠かせないとの認識のもと、県と公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会、全日本不動産協会埼玉県本部が連携協力して人権ガイドラインを作成し、建築安全課と協会団体のホームページで公開している。重度障害者が転居しようとしてもな

かなかアパートや貸家が見つからない、障害者に対する差別意識がある、についての当課の取り組みだが、業界団体主催の宅地建物取引業者にむけた法定研修会において、当課職員が宅地建物取引業法の講師を務め人権意識の向上に向けた講義を盛り込み、人権ガイドラインの普及啓発に取り組んでいる。特に講義では宅地建物取引業者に対し、住宅確保要配慮者である外国人、高齢者、生活保護受給者、障害者などが住宅を確保できるよう、問題が起こりやすい民間賃貸住宅の契約更新において住宅確保要配慮者ごとの特性を考慮した仲介業務をお願いしている。法定研修会の実施状況は昨年度宅建協会が5回、全日が1回で出席者数は1284人。なお、今年度法定研修会は宅建協会4回、全日1回の予定、いずれも当課職員が研修講師を務め人権ガイドラインの普及啓発をさらに図っていく。引き続き業界団体とともに人権意識の向上に取り組んでいく。

#### 回答(住宅課)

県では平成23年度から県独自の取り組みである埼玉県安心賃貸住宅等登録制度を開始、障害者世帯などの住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間あんしん賃貸住宅等の登録を進めてきた。その後、7平成29年度、いわゆる住宅セーフティネット法の改正により、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅が創設、都道府県による民間住宅の登録が制度化。そこで県では、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の新規登録とあんしん賃貸住宅からの移行を推進するため、市町村や不動産関係団体に対し制

度の周知や登録の働きかけを行い、現在県内では全国で2番目に多い約53,200戸が登録。また登録住宅等への円滑な入居を促進するため、引き続き住まい探しをする不動産仲介業者を登録する県独自の取り組みである安心賃貸住まいサポート店と、法に基づく居住支援法人により住宅確保要配慮者の居住支援に取り組んでいく。

### B)住宅セーフティネット法に基づく居住支援法人制度、県内で機能している実態があるか教えて

#### 回答(住宅課)

居住支援法人は住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため住宅確保要配慮者に対し、家賃債務保証の提供、賃貸住宅入居に係る住宅情報の提供、相談、見守り等の生活支援を実施する法人。平成29年度の改正住宅セーフティネット法の施行による都道府県が法人指定を実施。県では現在23法人を指定。毎年度県指定の居住支援法人から実績報告を受けており、住宅情報の提供や不動産店への同行、契約手続支援等を確認しているが、活動を一層促進する必要があると考えている。県では引き続き居住支援法人の指定を推進するとともに、要配慮者に対する居住支援が積極的に実施されるよう、制度の周知普及啓発に取り組む。

### ⑧朝霞台駅改修にあたり、設置するエレベーターは電動車いすユーザー2人が入れるような大きさを

#### 回答(交通政策課)

エレベーターについて、東武鉄道に確認、2025年度中の完成に向けて改札内外に計4基、現在は基礎、付帯工事。設計にあたっては各種法律およびガイドラインに基づき適切に設計しているということ。県では鉄道事業者に対して、高齢者障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、および埼玉県福祉のまちづくり条例の趣旨を踏まえ、高齢者障害者等の利用に配慮した駅施設や車両の整備に努めるよう、引き続き要望していく。



## 3. きょういく

### ①療育等支援事業の施設支援一般指導事業について

#### 回答(障害者支援課)

埼玉県療育等支援事業における施設支援一般指導事業は、障害児通所支援事業および障害児保育を行う職員に対し在宅障害児の療育に関する技術の指導を行うもの。一方、保育所等訪問支援は保育所等を訪問し、サービスの支給決定を受けている障害児に対し、障害児以外の児童との集団生活のための専門的な支援その他必要な支援を行うもの。両事業により保育所等の職員に対する指導と障害児に対する支援を行うということでより効果的な支援が

行えるものと考えている。次に、療育等支援事業でどのような人が訪問指導を行っているかだが、療育等支援事業は指定相談支援事業や指定障害児通所支援事業、障害児入所施設などの指定を受けている事業所へ委託していて、日ごろから療育相談、療育事業を行っている専門技術を有する職員等が訪問指導を行っている。指導の内容は保育所等からの訪問の要望にもよるので様々だが、集団での育ち合いという観点も重要と考えている。引き続き在宅障害児やその家族が地域で自立して生活していけるよう事業の充実を図っていく。

## ②障害のある子どもの待機児童の状況は

### 回答(子供支援課)

令和5年4月1日現在の待機児童数347人のうち約3パーセントの10人程度が障害児となっている。これは保育所等に入所している障害児との割合と大きな差はないと認識している。また、障害児の受け入れ可能保育所を増やすための取り組みとして、各市町村では障害児の受け入れに応じて保育士を追加で配置した保育所に対し補助金を交付している。

## ③就学事務手続き

### A) 障害があっても普通学級に行けることを就学事務手続き上明確に

#### 回答(義務教育指導課)

通常の学級をはじめとした就学先決定は、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人保護者の意向を教育学、医学、心理学等

通巻 8179号  
S S T K 1983年7月19日第三種郵便物承認  
専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定することが適切と考えている。県の就学事務手続き実施要項において、就学相談にあたっては一人一人の教育的ニーズに応じた支援を保障するため、乳幼児期を含め早期からの就学相談を行い、本人保護者に十分な情報提供するとともに、保護者を含め関係者が教育的ニーズと必要な支援についての共通理解を深めることが大切。また、就学先決定にあたっては本人保護者の意見を最大限尊重し、その時点でよりよい学びの場を選択、決定することが重要と記載。通常の学級をはじめ、特別支援学級、特別支援学校等多様な学びの場を含め一人一人の教育的ニーズに応じた支援を保障できるよう引き続き市町村への周知に取り組んでいく。

#### 回答(特別支援教育課)

平成25年の学校教育法施行令改正により障害のある児童生徒等の就学先決定にあたっては障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人保護者の意見、教育学、医学、心理学等の専門的見地からの意見、学校や地域等の状況を踏まえ総合的な観点から就学先決定する仕組み。市町村教委が本人保護者に十分に情報提供しつつ、本人保護者の意見を最大限尊重し、本人保護者と市町村教委、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教委が決定するとされている。わかりやすい就学に関する情報発信については研究していく。

③B)本人保護者の意思を「可能」なかがり村長となっているが、最大限尊重することを制限することになりかねないので「可能」を削除して

#### 回答(義務教育指導課)

通常の学級をはじめとした就学先決定にあたっては障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人保護者の意向、教育学、医学、心理学等の専門的見地からの意見、学校や地域等の状況を踏まえた総合的な観点から就学先を決定することが適当であるとされている。また、就学先決定にあたっては本人保護者の意見を最大限尊重し、その時点で本人にとってより良い学びの場を選択、決定することが重要。通常学級をはじめ特別支援学校、特別支援学級等、多様な学びの場の検討をふくめ、児童生徒一人一人の教育的ニーズの状況に応じた就学先決定が保障できるよう引き続き市町村への周知に取り組んでいく。

#### 回答(特別支援教育課)

障害のある児童生徒等の就学先決定にあたり、市町村教委は意見の聴取について最終的決定の前に十分に時間的余裕をもって行うこととし、保護者の意見については可能な限り尊重しなくてはならないとしている。



④ 合理的配慮の提供は地域や学校によって違いはあるが、一緒にいる中で何が合理的配慮か探っていけるよう、まずは地域の学校で障害のある子どもを受け止めるよう市町村に働きかけて

#### 回答(義務教育指導課)

本県では障害のある児童生徒が通常の学級で障害のない生徒とともに学ぶことは多様性を認め合い将来地域社会の一員として共に生活していくうえで意義あるものにとらえている。県としてはこれまでも研修等を通して合理的配慮の理解促進を図るとともに、校長のリーダーシップのもと障害の特性に応じた学習環境づくりが進められるよう市町村担当者が集まる会議において合理的配慮の提供に係る協議を行い、事例をの共有に取り組んでいる。合理的配慮の提供においては、具体的な配慮事項について、保護者と建設的な話し合いのもと、合意形成を図ることや、校内委員会を含む行内支援体制の整備等が重要になる。現在、合理的配慮の提供は法的義務になっていることも含め理解を進めているところだが、さらに理解が進み取り組みが適切に行われるよう、引き続き市町村担当者の集まる会議、各種研修会等で周知徹底に努めていく。

## 4. はたらく

①福祉施設からの一般就労、就労移行支援を別のくりに

#### 回答(障害者支援課)

S S T K 1983年7月19日第三種郵便物承認センターで行っているのので、こちら引き続き行っていく。

障害福祉サービス事業所から一般就労への移行については、県内10か所にある障害者就業・生活支援センターに対し埼玉県労働局が雇用安定等の事業を、埼玉県福祉部が生活支援等の事業を委託しており、障害者の就業面及び生活面での支援を一体的に行っている。福祉施設からの一般就労については、就労移行支援を含めた取り扱いについては、労働系と福祉系が一体化して行われている事業であり、国の動向を注視して対応していきたいと考えている。

**②職場見学、体験への支援を**  
**③福祉施設から一般就労を目指す取り組みの実績を市町村から県に報告してもらって**

#### 回答(障害者支援課)

福祉施設からの一般就労について各市町村の取り組みについて情報収集して優良事例などを県内の他の市町村に紹介するなど自治体間の情報共有努めていきたい。

**④就労系以外の生活介護・自立訓練施設からの一般就労の実績の公表を**

#### 回答(障害者支援課)

障害福祉サービス事業所からの一般就労については、国の第6期障害福祉計画に関連して、厚労省からの依頼に基づき調査を行っていて、厚労省に報告している。なお、厚労省のほうでまだ公表していないので、実績の公表については厚労省の動向を注視していく。また、支援については先ほどの通り、県内10か所にある就業・生活

**⑤福祉施設からの一般就労に精神科院内デイケアも含めて支援を**

#### 回答(障害者支援課)

障害福祉サービス事業所と精神科デイケア医療については、それぞれ根拠法令が異なる。障害福祉の施設と医療の施設は異なるので、ここでいう福祉施設からの一般就労に、福祉施設に精神科デイケアを含めるというのは根拠法令上できないと考える。なお、支援については障害者就業・生活支援センターで行っているのので、今後も継続していく

**⑦超短時間労働を進めながらも、必要に応じて福祉施設の併用を**

#### 回答(障害者支援課・高橋)

企業などでの所定労働時間がおおむね週10時間未満になることを目安として非常勤の形態で一般就労している利用者、通常の事業所に雇用されることが困難な方などについては、一般就労先の企業などが事業所に通うことを認めている場合、また利用者が日中活動サービスを受ける必要があると市町村が認めた場合は、日中活動サービスの支給決定を行うことができるとされている。また、フリーランスや個人事業主といった雇用以外の形態で就労している障害者も同様で、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者と認められ、その利用者が日中活動サービスを受ける必要があると市町村が認めた場合は支

給決定を受けることができるとされている。なお、この件については、各市町村においては利用者の状態によってその必要性において精査した上で決定されなければならないこととされている。これについては、国の厚労省のほうからの令和6年度の見解によるもの。

### ⑧市町村就労支援センターへ職場体験に対する積極的支援を助言

#### 回答(雇用労働課・東海林)

障害者の一般就労を進めるために職場体験、職場実習は大変有効なものだと考えている。県の障害者雇用総合サポートセンターでは、障害者の方に市町村就労支援センターに登録していただいた上で短期雇用体験に参加いただき、企業の障害者雇用に対する理解を促進する事業を推進している。こうした取り組みをさらに進めるために市町村就労支援センターには会議等を通じて積極的に働きかけていく。

### ⑨就労中の重訪利用およびパーソナルアシスタント事業の研究を

#### 回答(障害者支援課)

県では本年3月の市町村向けの説明会において、雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業の活用支援例の情報提供を行い、この事業の積極的な活用を呼びかけた。今年度については先行している2市に新たに1市を加えて3市が事業実施に至った。県としては今後も多くの市町村にこの事業を導入してもらえよう、昨日も行ったが市町村を訪問する

通巻 8179号  
S S T K 1983年7月19日第三種郵便物承認  
際にこの事業を個別に説明、成り立ちから必要性、あとはニーズがあるかどうか、ニーズがあれば利用をと働きかけを行ってきた。今後もこのように各市町村を訪問する際に働きかけを行い利用の促進を進めていきたい。また、重度障害者の就労中の介助については福祉施策と労働施策の役割分担を踏まえ、常時介助が必要な重度障害者の就労支援のあり方について財源も含めて検討するよう国に要望していきたい。

#### 回答(障害者支援課)

重度訪問介護におけるコミュニケーション支援は社会通念上適当でないものが認められないなどの制約があるものの、居宅または外出時一部入院時において基本的に認められているものと理解している。札幌市のパーソナルアシスタンス制度についても調べたが、介助の範囲は重度訪問介護で受けられる介助の範囲と同じですが、介助者の人たちや介助に入ってもらう時間帯、介助報酬の額など利用者自身で決定できるとの内容だった。パーソナルアシスタンス制度は上手にマネジメントできる人にとってはメリットがあるようですが、制度の運用に必要な多数の介助者を確保できるかなど、課題もありそうなので現時点では善し悪しの評価は難しいと思ったが引き続き勉強させてもらいたい。

### ⑩知事部局で知的障害者採用ゼロについて

#### 回答(人事課)

職員の採用については、職務を遂行する

能力を有するかなどを判定するための競争試験、または選考試験によって行うこととされている。その結果により可否を決定している。

### ⑪ 県庁内職場実習、受け入れ側の振り返りの機会を

#### 回答(雇用労働課)

私からまとめて回答。人事課、雇用労働課及び障害者福祉推進課が連携して実施している障害者県庁内職場実習の結果については、その概要、本人、実習先の感想などをそれぞれの関係機関、人事課、雇用労働課、実習箇所、コーディネーターと共有している。今後とも県庁内職場実習の内容を充実させていくよう努めていく。

## 5. 県庁内改修について

### ① 県庁内歩道段差解消とトイレへのリフト設置についてのお礼

#### 回答(管財課)

お礼の言葉、ありがとうございます。また、バリアフリースイッチをさっそく利用いただき利便性等の報告、感謝いたします。管財課では今後もより快適な環境改善に努めます。

### ② 改修されたトイレへのアクセスと照明の改善を

#### 回答(管財課)

アクセスについての要望、以前も同様の意見をいただき、その際に案内板を5つ設置。暗さについては、開庁時間において常時照明を点灯する。

### ③ 県庁内車いすマークの駐車場から庁舎への経路にも雨除けの蓋いを

#### 回答(管財課)

現在の状況ではいくつかの課題がある。まず、経路、地下には設備配管など多くの障害物が存在、工事を行うことが困難。さらに蓋いの設置が緊急車両の通行を妨げる可能性があるため公共の安全を考慮する必要がある。また、蓋いの設置には費用が掛かることが考えられ、予算の制約、修繕の優先事項を勘案すると現在は設置は難しい。今後は車いす利用者の利便性を向上させるため維持管理に努めていく。



## 2024年総合県交渉に参加して

草薙 禎(あぐり職員 さいたま市)

9月6日(金)、総合県交渉の2回目が埼玉会館3C会議室で行なわれた。私が参加したのは、今回が初めてで、始めから15時くらいまでの1時間半ほどであったが、参加して感じたことを書いてみようと思う。

この日は、要望書の「差別と人権」「教育」の項目について、「任用審査課」「教育局」「こども支援課」からの回答があった。要望書の関係箇所を指摘し、それについて、関係する各課が答えるという形で進んでいった。回答は、いかにも公務員らしい話し方で、無難な、当たり障りのないもの、という印象だった。

その後、質疑応答に移り、大きく2つの問題が議論された。一つは、障害者が普通学級に行くことについて。もう一つは、埼玉県教職員採用試験のことについてであった。質疑応答になっても、最初のうちは特に前の雰囲気と変わらず進行したが、場の雰囲気が大きく変わったのは、障害者が質問に立った時だった。その男の人は、障害者が普通学級に行くということがなぜ進まないのかを必死で訴えた。言葉はスクリーンに翻訳され、それを見て私もその内容を理解したが、彼の率直な疑問、訴えの強さはストレートに伝わってきた。埼玉県では、特別支

援学校の数が増激に増えており、県は「本人保護者の意見を最大限に尊重」しているとしているが、どれだけ障害者の意見が尊重されているのか、特別支援学校に入れることで、普通学級への道を妨げているのではないか、という疑問が背景にある。

県側の回答は、前と同じことを繰り返すばかりであったが、「それでいいのか」という疑問を強く感じた。当の障害者本人が必死に訴える時、それに応じる(答える)言葉は、障害者と同等の真摯なものでなければならぬのではないかと。たとえ前と同じ内容を答えるにしても、である。県側の答える姿勢が変わる時、取り組みも大きく変わるはずである。県側は、そんなに早急に状況を変えられるはずがない、と思っているのかもしれないが、障害者はその変わらない今を生きている。その置かれている両者の今の違いが、質疑応答に明確に現れていると思った。

二つ目の、埼玉県教員採用試験について、県側の回答は、試験の内容や意図については答えられないが、障害者に関わる内容は入れているというものであった。この問題点は、教員の障害者に対する理解が

進まない背景に、大学でも障害者についての教育が行なわれることが少なく、教育実習でも障害者と関わる人がほとんどないまま教員になる人が多い、ということにある。これについても、質疑応答で障害者が質問に立った。その女の人は、自分の学校(特別支援学校?)に大学生が教育実習に来たが一週間だけだったので、それで障害者のことを理解できるとは思わないので、もっと長くて欲しいということを一生涯懸命に話した。県側の回答は、これからも障害者への理解が進むように努力していきたい、というものであったが、障害者の普通学級への道が開かれていっても、それに携わる教員に十分な知識や経験がなければ、障害者は安心して普通学級で学ぶことはできない。女の人の質問は、そのことに対する問題提起であったはずなのに、県側の回答は、あまりにも軽いと感じた。障害者と接した経験がない教員が、どうして「本人保護者の意見を最大限に尊重」することができ

るといのか。

今回初めて県交渉に参加して感じたことは、県側と障害者側との温度差だ。そして、それは障害者が置かれている現状を象徴しているのではないかと。県側は障害者側からの要望に対して回答する。しかし、その言葉は障害者側には伝わらない。障害者は、県側に質問する。しかし、その言葉は県側には伝わらない。お互いにかみ合わないまま時だけが経っていく現状。その現状を打開するために必要なことは何だろう。私は、そのヒントが今回の県交渉の場にあるような気がしてならない。障害者が必死に質問した時、それを受け止める言葉はもっと障害者に届く言葉でなければならない。それが障害者と同じ土俵に乗る、ということだ。そうなった時、少しずつだが障害者の言おうとしていることが伝わっていき、現状が変わっていくのではないかと。そんな気がする。



令和6年度 一般社団法人埼玉障害者自立生活協会会員の皆様

会員の皆様には、機関誌通信をお届けいたします。

年会費 個人 4,000円 団体 10,000円 賛助会員 10,000円です  
ゆうちょ銀行へ 他金融機関からの振り込みは  
【店名】038 【店番】038 普通 9486343

2024年度会費納入

ありがとうございました(敬称略)

会沢完・相原忍・朝日雅也・新井利民・荒井義明・有山博・市原光吉・伊藤峰子・猪瀬佳子・今井和美・今井教男・内野かず子・梅沢博史・小田真・大野邦子・小川満・小野達雄・荻野幸子・小田原厚子・小田原道弥・門坂美恵・神田正子・北村文子・木村俊彦・九石智子・後藤美智子・小林史子・坂口佳代子・坂口鶴子・自治労越谷市職員組合・柴田澄江・下重美奈子・須藤勇一・瀬井貴生・関啓子・高橋儀平・高橋幸江・高柳俊哉・武井英子・竹内善太竹迫和子・田島玄太郎・田中美恵子・辻浩司・土橋俊二・友野由紀恵・中山佐和子・並木理・野島久美子・橋本直子・羽田亮介・原和久・半田清雄・樋上秀・平塚正樹・平林小太郎・藤田行敏・柘崎京子・古河誠・細川律夫・本間亜貴代・前田直哉・増田洋介・増田純一・水谷淳子・森住由香里・八木井雄一・山下浩志・吉田久美子・吉田もも・正木敬徳・吉原広子・ふくしネットにいざ・移送サービスネットワーク・協働舎レタス・Eひまわり・生活ホームみどり荘・二人三脚・とことこの家・Fひこうせん・所沢ファントム(一社みつくすビート・キャベツの会・さやまのぺんぎん村・川瀬クリニック・遊・Oピア・くまのベイカーズ・小原基郎  
新会員ありがとうございました  
福島里美

運営協力金・寄付ありがとうございました

相原忍・石井樹章・今井和美・小川満・大野邦子・小原基郎・栗原彬・斎藤はつえ・柴田澄江・鈴木倫子・瀬井貴生・関啓子・田島玄太郎・並木理・羽田亮介・柘崎京子・古河誠・鈴木倫子・平塚正樹

振込先:  
郵便振替 00180-2-566719 他行からは ゆうちょ 038 普通 9486343  
2024年12月10日現在・行き違いがありました場合はご容赦ください。

## 障害者制度改革 埼玉セミナー・part 1 6

# 優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する という言葉をご存じですか？



**2024年7月3日、最高裁判所大法院で  
すばらしい判決が出ました。**

**「この法律は『立法時点』から違法だった」**

**この法律とは「優生保護法」です。**

「優生保護法訴訟」に最初から携われた弁護団代表の新里宏二  
弁護士をお招きし、「優生保護法」について学習したいと思います

**★2025年3月15日(土) 13:30～**

**★岩槻駅東口コミュニティーセンター**

**多目的ルームA**

**★講師:新里宏二弁護士(弁護団共同代表)**

**★問合せ:090-4938-8689(大坂)**

(一社) 埼玉障害者自立生活協会

編集人 一般社団法人・埼玉障害者自立生活協会 SSTK 通信NO229号 頒価 200円

通信編集部 〒344-0021 埼玉県春日部市大場690-3

谷中耳鼻科内 電話・FAX 048-737-1489

郵便振替: 00180-2-566719 または 038 普通貯金 9486343

E-mail: [jirituseikatukyokai@wing.ocn.ne.jp](mailto:jirituseikatukyokai@wing.ocn.ne.jp)

<http://www.sail.or.jp/>